

# 国民年金だより

問い合わせ先  
保険年金課 ☎(40)5558  
栃木社会保険事務所 ☎0282-22-6074、4134

## 学生納付特例申請はお済みですか？

学生で国民年金保険料の納付が難しい場合には、申請して認められると納付の猶予を受けることができます。

大学（大学院）、短期大学、高等学校、各種専門学校など、1年以上の課程の学校に在学している人（本人の所得が一定以下）が対象です。

学生納付特例の所得基準

本人の前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であることが必要です。

（118万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料等）

申請受付期間

平成21年4月末まで、平成20年4月分～平成21年3月分の国民年金保険料について、学生納付特例申請を受付しています。

追納について

学生納付特例の期間については、10年以内（例えば、平成19年4月分は平成29年4月末まで）であれば保険料をさかのぼって納めること（追納）ができます。

ただし、学生納付特例期間の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、本来の保険料に加算額が上乗せされますので、納付する方はお早めの納付をお勧めします。

学生納付特例期間の保険料を追納しなかった場合は、老齢年金を受給するために必要な受給資格期間（25年）には算入されますが、年金額には反映されません。

申請方法

国分寺庁舎保険年金課、南河内庁舎市民課窓口、石橋庁舎市民課窓口で申請できます。

【必要なもの】

・年金手帳 ・印鑑 ・学生証または在学証明書

継続して学生納付特例を申請する方の申請方法が簡単になります！

平成20年4月から、前年度に学生納付特例の承認を受けた方で、在学予定期間中の方には、社会保険庁からあらかじめ申請書が送られるようになりました。

上記にあてはまる方には、4月までにハガキ形式の用紙が入った案内の文書が送られていますので、必要事項を確認して記入のうえ、返信してください。

なお、用紙を紛失した場合には従来どおり市役所窓口で申請してください。

## 社会保険庁からねんきん特別便をお届けしています

基礎年金番号に結びついていない約5000万件の記録について、皆様の基礎年金番号の記録と結びつく可能性のある記録が出てきた方には平成20年3月までに「ねんきん特別便」を順次お送りしてきました。

平成20年4月からは、それ以外の方に順次、今までの加入記録が「ねんきん特別便」として送られます。内容をよくご確認ください、ご回答ください。

ご不明な点があれば「ねんきん特別便専用ダイヤル」へお問い合わせください。

**ねんきん特別便専用ダイヤル**

**0570-058-555**

IP電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。

受付時間

月～金曜日：午前9時～午後8時まで

第2土曜日：午前9時～午後5時まで

オンラインの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますので、ご了承ください。